

(答弁書第七十五号) 昭和二十二年十月九日配付

内閣参甲第八七号

昭和二十二年十月七日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄殿

参議院議員中西功君提出價格差益金徵集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西功君提出價格差益金徵收に関する質問に対する答弁書

一、前年度價格差益の徵收は、如何なる程度に行われてゐるか、各品目別に徵收済の金額と未徵收金額とを答えられたい。

答 別紙によつて御了知ありたい。

一、本年度價格差益金の追加予算、計上金額はどれ位か、又その品目別内訳並に計算基準を答えられたい。

答 本年度追加予算の計上金額は、目下算定中である。

一、政府は「價格差益処理規則」によつて徵收に当つてゐるが、具体的に如何なる手続によつて徵收しているか、多数に亘る價格差益金の徵收は右の処理規則によつて完全にして十分に行われると考えるか。

答 價格差益の具体的な徵收は、概ね納付義務者から價格差益に關する所定の報告書を特に指定する團体を経由して提出させ、これに基いて間接資料調査、権衡調査、実地調査等事情に應じて適切な調査を行

つてゐる。なほ經由團体、関係官廳、都道府縣の物價並びに商工行政担当職員の協力を得て、できる限り適正を期してゐる。現行徵收機構は現情においては実情に即した適正なものと考へてゐる。

一、公價改訂當時における品目別の在庫高並にその調査方法を答へられたい。

答 各品目毎の在庫高は通例当該物品の主務官廳で調査してゐるものもあるが、價格差益の調査については、各企業者別の價格改訂時の在庫高が必要であるので、個別に資料調査、權衡調査、実地調査等各種の調査によつて在庫高の実数を捕捉することに努めているのであつて、差益の決定額について別表の通り品目別に大別したものはあるが、在庫高については、企業者の經營の実情によつて数量の基準が異なる場合が多いので、品目別の纏つた調査は困難である。

(別紙) 昭和二十一年度價格差益納付金表 (昭和二十一年十月三日)

品 目	決 定 額	調 定 濟 額	收 入 濟 額	收 入 未 濟 額	調 定 濟 額
非 鉄 金 属	二八,四七三 千円	四三,〇〇〇 千円	四三,〇〇〇 千円	七五,四七三 千円	二十一 年度
					二十二 年度
					二十二 年度

金 属 屑	一四七三	二二五三	一	四八三三〇
其の他金属類及 製品	三九七九	二六六七	一、五五六	一〇八九一
紙	一八三七	二六五九	一六五九七	一七三〇
纖 維 品	六三一委	三六七八五	一	三五三一〇
酒 ゴ	五二六	五二六	一	一
精 ム	七八九	四九一〇	一	一
味 増 醬 油 罐詰	四六二委	四六三〇七	三八五九	一
油	毛委三	一六六九四	一六六九四	一
主 要 食 糧	一一〇、〇〇五	一一〇、〇〇五	一	一
其 の 他	一七〇、〇〇	一四七七	四一一〇	一
合 計	九三三、〇〇	六六四	四三三、三七	一

(備考)

1、千円未満は切捨てた。

2、決定額と調定済額に四二三、二三七千円の相違があるのは、價格差益は原則としてその物品が販賣されてから納付されるべきものであるため調定を翌年度に繰越したのと第二封鎖預金になつてしる金額は納入手続未決定のため翌年度に調定を繰越したことによる(最右欄の通り二十二年度にお

いて全部を調定している。)